

# 管理職等任用試験練習問題(2021 年度版)

## (問題編)

- I 練習問題です。事前配布した場合は、研修会当日までに、各自で、内容を研究しておいて下さい。研修会では、模範解答を示し、内容を検討します。ただし、問題数が多いので、全ての問題について、事前に検討する時間はないかと思えます。問題に目を通すだけでも結構です。
- II 他にもや内容を欲張りすぎたので、相当に、設問が多くなりました。また、解答欄が、狭いかも知れません。その場合は、別紙等をお願いします。
- III 全て(校長・教頭 共用)として作問してあります。しかし、設問によっては、「教頭として」等の指定があるものもあります。その場合は、各自の受験される職種に読み替えての解答をお願いします。
- IV 今回の内容は以下の通りです。最近の国や県の動向を踏まえた内容項目を中心に作問しました。
- 1 学校における働き方改革(1)(2)(3) (※改訂版)
  - 2 第3期教育振興基本計画
  - 3 宮崎県教育振興基本計画の改定
  - 4 パワーハラスメント(1)(2)
  - 5 セクシュアルハラスメント等
  - 6 キャリア教育の推進とキャリア・パスポート
  - 7 児童虐待(再改訂版)
  - 8 感染症等に係る対応(1)(2)

## 1 学校における働き方改革 改訂版(1)

学校における働き方改革は、急務の問題です。これについて、以下の問いに答えなさい。

- (1) 学校における働き方改革の目的は何か、平成31年1月の中央教育審議会答申を踏まえて述べよ。
- (2) 文部科学省が令和2年1月17日に告示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を告示した。その指針の主な内容を簡潔に述べよ。
- (3) 勤務校の教職員の勤務時間の実態を踏まえて、問い(2)の指針が示す上限の実現に向けてあなたならどのような具体策を考えるか、箇条書きで述べよ。

## 1 学校における働き方改革 改訂版(2)

学校における働き方改革は、急務の問題です。これについて、以下の問いに答えなさい。

(4) 問(2)の指針は、平成31年1月に示された「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を指針に格上げしたものである。あなたは教職員の勤務時間管理とその削減について副校長・教頭としてどのように取り組むか。現任校の教職員の状況に触れながら具体的に述べよ。

(5) 働き方改革の実現には、ミドルリーダーの養成が必要である。教頭としてどのように取り組むか、簡潔に述べよ。

## 1 学校における働き方改革 改訂版(3)

学校における働き方改革は、急務の問題です。これについて、以下の問いに答えなさい。

(6) 平成31年1月の中央教育審議会の答申を踏まえて、文部科学大臣が「学校における働き方改革の実現に向けて(教育委員会・学校の教職員の皆様へ)」という大臣メッセージ(平成31年3月18日)を出すほど、「教員の働き方改革」は喫緊の課題となっています。新学習指導要領の完全実施も迫っているなか、あなたは校長として、「新学習指導要領の導入」と「教員の働き方改革」をどのように両立させていくか、大臣メッセージの内容も踏まえて、具体的に述べなさい。

## 2 第3期教育振興基本計画

平成30年6月15日に「第3期教育振興基本計画」(以下「基本計画」と略す)が閣議決定された。これについて以下の問いに答えよ。

- (1) 「基本計画」において示されている、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新たな社会は何と呼ばれているか、書きなさい。
- (2) 「基本計画」では、2030年以降の社会像の展望を踏まえた個人と社会の目指すべき姿と教育の役割として、3点をあげている。それを説明せよ。
- (3) 「基本計画」では、今後の教育政策に関する基本的な方針として、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」の他、4点を示している。その4点のうち、2点を答えよ。
- (4) 「基本計画」で示された基本方針の一つ「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」を実現するために、管理職として、どのように取り組んでいきたいと考えるか、自校の現状を踏まえて、具体的に答えなさい。

### 3 宮崎県教育振興基本計画の改定

宮崎県では、平成23年から第二次宮崎県教育振興基本計画に基づいて、学校教育や生涯学習、文化及びスポーツの振興を図るための施策を推進してきた。その後、平成30年6月に国の第3期教育振興基本計画が策定され、さらに、平成元年に県総合計画が改定されたことから、近年の社会情勢の変化等を踏まえて、新たな宮崎県教育振興基本計画を令和元年度に策定した。これについて、以下の問いに答えよ。

- (1) 計画のスローガンは何か。
- (2) 4つの基本目標を述べよ。
- (3) 基本目標の実現のため、15の施策と3つの重点取組が示された。重点取組の一つは「命を大切にする教育の推進」であるが、他の2点を述べよ。
- (4) 重点取組の一つである「命を大切にする教育の推進」について、現任校の課題を挙げ、それに係る対応策を具体的に述べよ。

#### 4 パワーハラスメント(1)

令和元年6月に改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が公布され、職場におけるパワーハラスメント防止のために、事業主に雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられました(令和2年6月1日施行)。同法及び同法に基づき定められた「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」を踏まえて、次の設問に答えなさい。

- (1) 職場におけるパワーハラスメントとはどのようなものか、3つの要素をあげて説明しなさい。
- (2) 「指針」では、職場におけるパワーハラスメントにあたる言動の種類を6つあげている。その1つは「身体的な攻撃(暴行・傷害)」であるが、あとの5つを書きなさい。
- (3) パワーハラスメントは、人事管理上どのような問題があると思うか、あなたの考えを述べよ。
- (4) 職場におけるパワーハラスメント防止に向けて学校が行うべき取組と留意すべき点を、箇条書きで簡潔に答えよ。
- (5) 教職員が働きやすい職場環境づくりの1つとして、パワーハラスメントの防止などに配慮する必要がある。パワーハラスメントの防止について、教頭としてどのように取り組んでいくか、簡潔に述べよ。

#### 4 パワーハラスメント(2)

令和元年6月に改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が公布され、職場におけるパワーハラスメント防止のために、事業主に雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられました(令和2年6月1日施行)。同法及び同法に基づき定められた「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」を踏まえて、次の設問に答えなさい。

(6) 初任者から「学年主任から、強い口調で指導された。これはパワーハラスメントではないか」との申し出があった。パワーハラスメントの定義を明確に説明するとともに、教頭としてどのような対応をしていくのか具体的に述べよ。

(7) 学校運営の要である教務主任Aは、若手教員の人材育成にも中心となり熱心に取り組んでいるが、最近、20歳代のB教諭、C教諭に対して厳しく指導している様子が見受けられ、そのことが校内でも話題になっている。B教諭は特に気にする様子もなく普通に勤務しているが、C教諭は少し元気がない様子である。教頭としてどのように対応するか、具体的に述べなさい。

(8) 次の2つの事案について、パワーハラスメントに該当するかどうかの判断基準を示した上で、パワーハラスメントに該当するかどうか、及び、校長として本来とるべき望ましい対処方法を、それぞれ具体的に述べよ。

事案①:校長は、生徒から授業内容が分からないと苦情が出ている20代のA教諭を校長室に呼び、授業力向上のために、自分の授業を録画することを指示した。しかし、1週間経っても指示に従わなかったため、再度A教諭を校長室に呼び、2時間にわたり指導をした。その際、A教諭は、自分が授業改善の取り組みが必要であることに納得していないため、授業を録画することを拒んだ。校長は、「校長の指示に従わないのか。職務命令違反になるぞ」と発言したことにより、A教諭は恐怖感を抱いた。

事案②:教務主任であるB教諭(男性、50歳代)は、妻が癌の治療で入院中であり、勤務時間終了後は毎日のように妻を見舞っていた。B教諭は校内教職員の忘年会を欠席することを校長に伝えたが、校長はB教諭に対して、「気持ち分かるが、教務主任として職員の和を乱すことは許されない。忘年会には出席しなさい」と発言した。

## 5 セクシュアルハラスメント等

令和2年6月1日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が施行された。これについて、以下の問いに答えよ。

- (1) この法律は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」以外に、いくつかの法律の改正を行うものである。その法律をもう一つ答えよ。
- (2) この法改正の概要を箇条書きで簡潔に説明せよ。
- (3) セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの防止対策について定める法律は何法か。
- (4) 次の2つの事案について、ハラスメントに該当するかどうか、その判断基準とともに述べなさい。また、ハラスメントに該当する場合は、その事案で校長が本来とるべき望ましい対処方法を、該当しない場合は、その事案で校長が今後取るべき対処方法をそれぞれ具体的に述べなさい。

事案①:妻の出産に伴い育児短時間勤務をしているA教諭は、学年主任のB教諭から「男のくせに短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ」と毎日のように繰り返し言われ、精神的にも追い詰められている。

事案②:6年生担任のC教諭は、9月に自身の妊娠がわかり、その後、つわりで体調が悪い中でも、担任する子どもたちの卒業を見届けたい思いで日々の業務をこなしている。一部の保護者からは「6年生担任が妊娠するなんて無責任だ」という訴えもある。それを見かねた教頭が、「6年生担任は負担が大きいだらうから、年度途中ではあるが今後は副担任として頑張ってはどうか」と提案した。

## 6 キャリア教育の推進とキャリア・パスポート

キャリア教育に係る次の設問に答えなさい。

(1) 令和2年4月から、全ての小・中・高等学校で実施されている「キャリア・パスポート」とはどのようなものか、説明しなさい。

(2) 学習指導要領の総則の中で、小中共通して初めて「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」が明示されました。

あなたは校長として、学校経営の中でキャリア教育の充実にどのように取り組んでいきますか。現任校の現状を踏まえ、具体的に述べなさい。

## 7 児童虐待(再改訂版)

児童虐待が深刻な社会問題となり、児童相談所の権限強化、通告義務の範囲の拡大、親権停止制度導入など、関係法令の改正が行われてきたが、痛ましいケースは後を絶たない。このような状況を踏まえ、令和元年6月26日に「児童虐待の防止等に関する法律」が改正された。以下の問いに答えなさい。

- (1) 法改正に先立ち、令和元年5月に文部科学省から出された「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」で示されている虐待の種類を4つ書きなさい。また、児童生徒に次のような状況が発見された場合、疑われる虐待の種類を答えなさい。①衣服や下着が不潔で臭う、急激な体重減少がある など。②性感染症、年齢にそぐわない性的発言 など。③不自然な外傷、家庭でのけがの訴え など。④リストカットなどの自傷行為、摂食障害 など
- (2) 問い(1)の手引きでは、学校が虐待を受けたと思われる子供を発見した時に、通告を判断するにあたってのポイントが4つあげています。そのうちの1つは、「確証がなくても通告すること(誤りであったとしても責任は問われない)」ですが、あとの3つを書きなさい。
- (3) 令和元年6月26日に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、一部の規定を除き令和2年4月1日から施行されました。「児童虐待の防止等に関する法律」に規定された学校の役割を挙げるとともに、今改正で新たに規定された児童虐待を受けたと思われる児童に関する情報の取り扱いについて、保護者からの要求への対応を含めて簡潔に述べなさい。
- (4) 「児童虐待の防止等に関する法律」において示されている児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者が通告すべき機関名を2つ書きなさい。
- (5) 児童虐待の早期発見のために学校としてどのような取り組みを行っていくか述べなさい。
- (6) 生徒指導における様々な問題に対応し、教育相談を充実させるため、専門家や関係機関等との連携が求められています。次の①～②の役割を担う関係機関の名称を答えなさい。
  - ① 児童福祉司や児童心理司が保護者や関係者から子どもに関する相談に応じ、子どもや家庭について必要な心理判定や調査を実施し指導を行う機関
  - ② 保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を対象とした入所施設

## 8 感染症等に係る対応(1)

新型コロナウイルスに関連した感染症対策をめぐっては、児童生徒等の安全確保にとどまらず、長期にわたる臨時休校による教育課程の未履修問題や休業中の児童生徒の生活支援・学習支援、心のケアや偏見・差別の問題等々、これまでの想定を超えた様々な課題が生じています。各学校においては、管理職のリーダーシップの下、教育委員会等と連携し、子供たちの安全を第一に、かつ教職員の健康や働き方にも配慮しながら、考え得る最適な判断と行動を蓄積し、この状況を乗り切っていくとともにこれからの学校安全体制を点検、見直し、次の対策につなげていくことが求められます。これについて、以下の問いに答えなさい。

- (1) 令和2年2月に新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が施行されたことにより、新型コロナウイルスは、「法」に定める第一種感染症とみなされ、治癒するまでの間、出席停止の措置をとることができるようになった。①「法」とは、何法か。正式名称を答えよ。②また、出席停止の措置を決めるのは、誰か。
- (2) 文部科学省から令和2年3月24日に出された「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」(以下「学校再開ガイドライン」と略す)では、児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ることとされている。感染者の濃厚接触者に特定された場合、出席停止の期間はどうか定められているか。
- (3) 「学校再開ガイドライン」では、集団感染のリスクへの対応として、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に避けることが重要であるとしています。この「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、どのような対応が必要としているか、書きなさい。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇(出勤困難休暇)は、①どのような場合に認められるか、2つ書きなさい。②また、出勤困難休暇は、常勤・非常勤を問わず有給の特別休暇として取得できるが、取得できる日数は何日か。
- (5) どのような場合に学校が臨時休業となるか、2つ書きなさい。また、根拠法令名をそれぞれ何条まで書きなさい。
- (6) 感染症の予防上必要があるときに行う臨時休業は誰が行うか、書きなさい。
- (7) 市町村立の小・中学校で、次の①感染症、②性行不良、により児童生徒の出席停止を行う場合、根拠法令名をあげ、出席停止を命ずる者をそれぞれ答えなさい。
- (8) 小・中学校において、感染症により出席停止を命じる際の手続きを2つ書きなさい。

## 8 感染症等に係る対応(2)

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に係る、以下の問いに答えなさい。

(9) あなたの学校では、新型コロナウイルス感染症が収まってきたため、通常の授業を行っていた。ところが、ある日の昼過ぎ、6年生児童の母親から、父親が新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性が出たと、担任に連絡があった。児童は、普通に登校している。児童の父親は、10日前に、仕事のため止むを得ず、「感染拡大注意地域」の他県に2日間滞在していた。帰宅後、3日目に風邪のような症状が出て、保健所に連絡したところ、家庭内で隔離してほしいとのことで、父親は、家庭では、2階の個室に閉じこもっていた。しかし、昨日、咳がひどくなったため、医師の指導で、PCR検査を受け、そのまま病院に隔離・入院しているとのことである。母親は、児童にも家族には症状がなく、勉強の遅れが心配なので、このまま、登校を続けさせたいと言っている。この場合、今後、学校としてどのような対応が必要か、時系列で簡潔に述べよ。

(10) あなたの学校が在する町では、新型コロナウイルス感染症による臨時休業が5月下旬まで延長された。10月下旬には、中学2年生が2泊3日の修学旅行を予定している。しかし、現時点(5月中旬)で、訪問先の府県では緊急事態宣言が解除されず、むしろ、再び、感染者が増加する傾向もみられており、解除の時期の目処すらたっていない。このような状況の中で、修学旅行について、校長であるあなたは、どのように対応するか、述べよ。